

第4回川口市協働推進委員会

平成31年2月7日（木）午前10時00分
川口市議会第1委員会室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

ア 本市における協働の環境づくりと啓発について（継続）

(2) その他

3 閉 会

配布資料一覧

資料 No. 1 第1回から第3回までの議論を踏まえた協働推進委員会の意見まとめ
(答申素案)

第1回から第3回までの議論を踏まえた川口市協働推進委員会の意見まとめ（答申素案）

【諮問】

「本市における協働の環境づくりと啓発について」

【答申前文】

川口市においては、人口が60万人（うち外国人約3万6千人）に到達し現在も少しずつ増加を続けている。そのような中、人々の暮らしや経済情勢などの社会環境は変化を続け、市民のニーズは移り変わりを見せており、街をますます元気にするためには、その多様な市民ニーズにできるだけ多く応える必要がある。そのためには行政だけでなく市民の力が必要であり、協働の重要性はますます高まっている。

まず、協働の素地づくりとして、市民が社会の課題に目を向け積極的に社会参画をする必要がある。アクティブシニアの参画はもちろんのこと、次代を担う若者世代の積極的な社会参画が期待される。小学校、中学校、高校、大学の各世代が、世代に見合う参加しやすいボランティアなどに参加できるようなプログラムを作り社会参画への垣根をなくしつつ、次代の担い手を育てるための多世代参加による社会参画の仕組みが必要である。

素地づくりという点においては、ボランティアなどの活動を支え、市民ニーズに応える市民団体の新規設立や発展も必要である。市内には、多くの市民団体が活動しているが、担い手、情報発信、資金、活動場所といった様々な課題を抱える団体が散見されることから支援をすることが必要である。

そのうえで、今回の諮問における協働の環境づくりと啓発という点において、川口市においては、まず「協働とは何か」、「協働すれば何ができるのか」、「どうすれば協働できるのか」を市民と行政双方が理解をするところから始める必要がある。市民と行政が協働するにあたっては、双方が協働を理解し、一方的ではなく対等なパートナーとして互いに足りない部分を補完し合い相乗効果を得ながら進めていくことが、協働を長続きさせ広めていくことに繋がると考えるからである。

さらに協働の環境づくりのためには、必要な情報、とりわけ市内の市民団体のこと、協働の先進事例、そして団体への支援などについて、検索しやすい方法で利用頻度の高いSNSなども取り入れ、適時に発信していく必要もある。可能であれば、それらの情報を総括しコーディネートをした上で提供することができれば、より必要な情報や支援が団体に届くことになり、より一層、協働が推進されるものと考えられる。

以上のことを踏まえ、以下の内容を答申する。

【前文の概要】

- 川口市の人口は60万人達成後も増加を続けており、街はますます元気に
- 社会環境の変化により市民ニーズは多様化し協働の必要性も高まっている
- 協働の素地づくりとして市民の積極的な社会参画が必要
- アクティブシニアに加え、若い世代がボランティアに参加できるような仕組みが必要
- 市民活動の受け皿であり市民ニーズに応える市民団体の発展のため、市民団体への支援も必要
- 協働とは何かを市民、行政共に知るべき
- 協働は、市民と行政が、良きパートナーとして相乗効果を得ながら長続きさせるもの
- 協働を活性化させるため、必要な情報を適時に適切な方法で発信
- 協働に関する情報をコーディネートしつつ団体等を支援

【答申内容】

1 協働の啓発・育成

- (1) 職員に協働の必要性やルール、先進事例等について定期的に伝えること

2 情報発信

- (1) 協働推進課の事業、かわぐち市民パートナーステーション登録団体及び社会貢献活動等について、インターネットを利用して広報すること。なお、インターネットの利用に関しては、以下の4点に気をつけること
 - ア 文字情報にとどまらず画像や写真等を利用し分かりやすい情報掲載に努めること
 - イ 必要な情報にたどりやすくするため、掲載内容を項目化し、体系立てて掲載すること
 - ウ 登録団体の紹介では、閲覧者が必要な団体を見つけやすいよう、事業分類ごとにまとめるなどの検索しやすい仕組みとすること
 - エ SNS等の新たに発生するツールも含めて研究に努め、世代に応じた適切なメディア手法を活用すること

3 協働の場作り

- (1) 協働、ボランティア及び地域イベントの場などで、世代を超えて参加しやすい仕組みをつくること。また、青少年の全ての年代が参加できる社会貢献活動プログラムを実施すること

4 その他制度・体制等

- (1) 市民団体が必要とする情報提供、困りごとへの相談、ヒトやモノなどのコーディネートに対応できる体制を整えること
- (2) 助成金のルールにインセンティブの項目を設けるなど、新規団体や協働事業の立ち上げを促すよう努めること

5 協働の推進にあたって

- (1) 地域を元気にするまちづくりを日本人と外国人が一緒になって推進できるよう、行政の事業や地域の活動に外国人が参加しやすいよう配慮すること